

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関（登録番号：第43号）
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃がさず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

1. 受講対象者

【年 齢】 満18歳以上であること。

【経験年数】

- (1)建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
(満21歳以上)
- (2)学校教育法による大学・高等専門学校又は高等学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者。
(満20歳以上)
- (3)その他、厚生労働大臣が定める者。

上記(2)に該当する者は、卒業証明書等（写）を添付して下さい。

2. 講習科目及び時間

【第1日目】	作業の方法に関する知識	(5.0時間)
	工事用設備・機械・器具等に関する知識	(1.5時間)
【第2日目】	作業環境等に関する知識	(1.5時間)
	作業者に対する教育等に関する知識	(1.5時間)
	関係法令	(1.5時間)

3. 講習科目の受講一部免除

- (1)鋼橋架設等作業主任者技能講習又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (2)職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
- (3)職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

受講の一部免除を受ける者は、受講申込み時に必ず有資格者証（写）を添付のうえ申込みすること。（申込み時に、有資格者証（写）の添付無いものは、全科目受講としてみなしますので、ご注意ください。）

4. 受講料

区分	全科目	一部免除		
		上記3の(1)に該当する者	上記3の(2)に該当する者	上記3の(3)に該当する者
受講時間	11時間	8時間	3時間	1.5時間
受講料	8,000円	5,500円	4,000円	2,000円
テキスト代	会員 1,440円 非会員 1,800円	会員 1,440円 非会員 1,800円	会員 1,440円 非会員 1,800円	会員 1,440円 非会員 1,800円
修了証送付料	430円	430円	430円	430円
計	会員 9,870円 非会員 10,230円	会員 7,370円 非会員 7,730円	会員 5,870円 非会員 6,230円	会員 3,870円 非会員 4,230円

5. 修了試験

講習第2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

6. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

7. 講習日時及び場所

日 時： 平成19年2月27日～28日 午前9時～

場 所： 青森市安方2丁目9-13「青森県建設会館 6Fホール」

8. 受講申込み方法等

- (1) 受講申込書（必要事項を記入・捺印）
- (2) 証明写真 2 枚同一のもの（胸上タテ 3.6cm×ヨコ 2.4cm、撮影 1 年以内）
帽子等での撮影及びデジタルカメラ等で撮影したものは不可。
- (3) 受講料（持参又は現金書留により納付）
- (4) 有資格者証（一部免除の方のみ写しを添付）
- (5) 受講対象者【経験年数】(2)に該当する受講者は、最終学歴を証明出来るもの（卒業証書等を添付）

上記、必要書類及び受講料を添えて持参又は郵送により、講習会開始
7 日前までお申込み下さい。

9. その他

- (1) 受講者には、受講票を発行いたしますので、講習日 3 日前まで届かない場合はご連絡下さい。
- (2) 受講定員は 100 名以内とし、締切日以前であっても、定員に達した場合は受付を締切りますのでご了承下さい。
- (3) 電話による申込み予約等はしておりませんのでご了承下さい。
- (4) 講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (5) 受講当日の取消し又は欠席の場合は、受講料はお返しいたしません。
- (6) 受講申込書は、支部若しくは各地区の分会にて取り扱いしております。
- (7) 講習日は時間厳守とし、遅刻・途中退場は認めませんのでご注意下さい。
- (8) 当日、講習会場の駐車場には車を駐車できませんので、会場近くの駐車場をご利用下さい。
- (9) 受講人員に満たない場合は、延期になることもありますのでご了承下さい。

10. 申込先

〒030 - 0803

青森市安方 2 丁目 9 - 13 「青森県建設会館 2 階」

建設業労働災害防止協会 東青分会（略称 建災防東青分会）

TEL 017 - 722 - 5127

FAX 017 - 775 - 2147

11. 受講申込書取扱先

建設業労働災害防止協会 東青分会	TEL 017-722-5127
〒030-0803 青森市安方 2-9-13 青森県建設会館 2F	FAX 017-775-2147
建設業労働災害防止協会 西地方分会	
〒038-2761 西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸町字鳴戸 384-35	TEL 0173-72-3037
西建設会館内	FAX 0173-72-5080
建設業労働災害防止協会 中弘分会	TEL 0172-34-2757
〒036-8207 弘前市上白銀町 1-9 弘前建設業協会内	FAX 0172-36-6210
建設業労働災害防止協会 南黒分会	TEL 0172-52-3417
〒036-0331 黒石市八甲 69-17 黒石建設会館内	FAX 0172-53-1268
建設業労働災害防止協会 北五分会	TEL 0173-35-2438
〒037-0035 五所川原市湊字千鳥 97 北五建設会館内	FAX 0173-34-5339
建設業労働災害防止協会 上北分会	TEL 0176-23-6141
〒034-0081 十和田市西十三番町 4-10 建設会館 2 F	FAX 0176-20-1174
建設業労働災害防止協会 下北分会	TEL 0175-24-1016
〒035-0073 むつ市中央 2-3-45 下北建設センター内	FAX 0175-24-1688
建設業労働災害防止協会 三八分会	TEL 0178-22-0755
〒031-0073 八戸市売市字観音下 28-5 八戸建設会館内	FAX 0178-22-0160